

・解説の法令は平成30年度第1回（平成30年8月26日）実施日の内容となっています。

解答&ポイント解説

平成30年度第1回運行管理者試験問題（貨物）

問題	解答	ポイント解説
問1	4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運送事業法第9条（事業計画の変更）第1項。 2. 運送事業法第9条（事業計画の変更）第3項。 3. 運送事業法第9条（事業計画の変更）第3項。 4. 「事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力」の事業計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。運送事業法第9条（事業計画の変更）第1項。
問2	A-3 : B-4 C-7 : D-1	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運送事業法第22条（運行管理者等の義務）第1項。 2. 運送事業法第22条（運行管理者等の義務）第2項。 3. 運送事業法第22条（運行管理者等の義務）第3項。
問3	2, 3	<ol style="list-style-type: none"> 1. 必要な員数の事業用自動車の運転者を常時選任しておくことは、貨物自動車運送事業者の業務。安全規則第3条（過労運転の防止）第1項。 2. 安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項^⑮。 3. 安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項^⑭の2。 4. 休憩施設及び睡眠施設を整備・管理・保守するのは、貨物自動車運送事業者の業務。運行管理者はそれらの施設を適切に管理しなければならない。安全規則第3条（過労運転の防止）第3項。安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項^②。
問4	1, 3	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全規則第7条（点呼等）第1項。 2. 乗務終了後の点呼においては、道路運送車両法第47条の2第1項及び第2項の規定による点検（日常点検）の実施又はその確認についての報告・確認は必要ない。乗務前の点呼において報告・確認が必要な事項である。安全規則第7条（点呼等）第2項。 3. 「安全規則の解釈及び運用」第7条第1項第10号。 4. 営業所に備えられたもの以外のアルコール検知器を使用しての確認は不可。安全規則第7条（点呼等）第4項。

問題	解答	ポイント解説
問5	1, 2	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事故報告規則第2条（事故の定義）第1項第1号（転覆事故）。 2. 衝突台数は10台未満であるが、負傷者が10名であるため報告が必要となる。事故報告規則第2条（事故の定義）第1項第2号（衝突事故）・第4号（負傷事故）。 3. 30日間の医師の治療のみの傷害であり、重傷者の定義に当てはまらないため、報告を要しない。事故報告規則第2条（事故の定義）第1項第3号（死傷事故）。 4. 2時間にわたり高速自動車国道等の通行を禁止させた場合は報告を要しない。3時間以上、高速自動車国道等の通行を禁止させた場合に報告が必要となる。事故報告規則第2条（事故の定義）第1項第14号（高速道路障害事故）。
問6	4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「3ヵ月以内の期間」⇒「2ヵ月以内の期間」。安全規則第3条（過労運転の防止）第1項・第2項。 2. 「168時間を超えてはならない」⇒「144時間を超えてはならない」。「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（告示）」。 3. 呼気中のアルコール濃度1リットルにつき0.15ミリグラム以下であるか否かを問わず、酒気を帯びた状態であれば、事業用自動車に乗務させてはならない。「安全規則の解釈及び運用」第3条第4項。 4. 安全規則第3条（過労運転の防止）第8項。
問7	4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全規則第17条（運転者）第1項③。 2. 安全規則第17条（運転者）第1項⑦。 3. 安全規則第17条（運転者）第1項⑥。 4. 点検の必要性があると認められる場合だけではなく、必ず点検しなければならない。安全規則第17条（運転者）第1項④・⑤。
問8	2, 3	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「2年間保存」⇒「3年間保存」。安全規則第9条の5（運転者台帳）第2項。 2. 安全規則第7条（点呼等）第5項。 3. 安全規則第9条の3（運行指示書による指示等）第4項。 4. 「2年間保存」⇒「3年間保存」。安全規則第9条の2（事故の記録）第1項。

問題	解答	ポイント解説
問9	2	1. 車両法第20条（自動車登録番号標の廃棄等）第2項。 2. 自動車登録番号標は、自動車の前面及び後面であって、自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める位置に確実に取り付ける。車両法第19条（自動車登録番号標の表示の義務）第1項・施行規則第8条の2（自動車登録番号標の表示）第1項。 3. 車両法第12条（変更登録）第1項。 4. 車両法第3条（自動車の種別）第1項。
問10	1, 4	1. 国土交通大臣が行う自動車の検査は次の5種類。①新規検査（車両法第59条）新たに自動車を使用するときに受ける検査、②継続検査（車両法第62条）車検証の有効期間満了後も自動車を使用しようとするときに受ける検査、③臨時検査（車両法第63条）構造等の不良により事故が多発している自動車に国土交通大臣が公示して行う検査、④構造等変更検査（車両法第67条）自動車の大きさなどの改造があったときに受ける検査、⑤予備検査（車両法第71条）大型特殊自動車などで販売が未定のときに受ける検査。ただし、臨時検査は過去においてほとんど行われたことがない。 2. 「2ヵ月前」⇒「1ヵ月前」。施行規則第44条（自動車検査証等の有効期間の起算日）第1項。 3. 自動車検査証は当該自動車に備え付けておかなければならない。車両法第66条（自動車検査証の備付け等）第1項。 4. 車両総重量8トン未満の貨物用自動車であるため、初回車検の有効期間は2年。車両法第61条（自動車検査証の有効期間）第2項①。
問11	A-1 : B-1 C-2	車両法第54条（整備命令等）第1項。
問12	1, 3	1. 保安基準第47条（消火器）第1項①・②・④。 2. 「地上2メートル以下」⇒「地上1.8メートル以下」。保安基準第44条（後写鏡等）第2項・告示の基準。 3. 保安基準第38条（後部反射器）第2項・告示の基準。 4. 「高さ4.1メートル」⇒「高さ3.8メートル」。保安基準第2条（長さ、幅及び高さ）第1項。
問13	2	1. 道交法第20条（車両通行帯）第1項。 2. 路線バス等が後方から接近してきた場合に当該道路における交通の混雑のため当該車両通行帯から出ることができないこととなるときは、当該車両通行帯を通行してはならない。道交法第20条の2（路線バス等優先通行帯）第1項。 3. 道交法第18条（左側寄り通行等）第1項。 4. 道交法第17条（通行区分）第5項④。

問題	解答	ポイント解説
問14	1, 3	1. 道交法第30条（追越しを禁止する場所）第1項②。 2. 前車が道路の中央又は右側端に寄って通行しているときは、その左側を通行しなければならない。道交法第28条（追越しの方法）第1項・第2項。 3. 道交法第32条（割り込み等の禁止）第1項。 4. 「速やかに進路を変更しなければならない」⇒「進路を変更してはならない」。道交法第26条の2（進路の変更の禁止）第2項。
問15	2	1. 道交法第44条（停車及び駐車を禁止する場所）第1項②。 2. 「3メートル以上」⇒「3.5メートル以上」。道交法第45条（駐車を禁止する場所）第2項。 3. 道交法第44条（停車及び駐車を禁止する場所）第1項⑥。 4. 道交法第50条（交差点等への進入禁止）第1項。
問16	1, 2	1. 道交法第75条（自動車の使用者の義務等）第2項。 2. 道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項⑤の5。 3. 積載物が道路に転落、飛散したときは、速やかに除去するなど危険防止のため必要な措置を講ずること。道交法第71条（運転者の遵守事項）第1項④の2。 4. 本車線道路等又はこれらに接する路肩若しくは路側帯において、当該自動車が故障その他の理由により停止しているものであることを表示しなければならない。道交法第75条の11（故障等の場合の措置）第1項。
問17	A-1 : B-2 C-1	道交法第108条の34（使用者に対する通知）第1項。
問18	2, 4	1. 当事者間の合意がある場合であっても、労基法で定める労働条件の基準を理由として、労働条件を低下させてはならない。労基法第1条（労働条件の原則）第2項。 2. 労基法第14条（契約期間等）第1項。 3. 「少なくとも30日前に使用者に予告したうえで」⇒「即時に」。労基法第15条（労働条件の明示）第2項。 4. 労基法第106条（法令等の周知義務）第1項。
問19	3	1. 労基法第89条（就業規則の作成及び届出の義務）第1項①。 2. 労基法第91条（制裁規定の制限）第1項。 3. 労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者の意見を聴かななければならない。協議し、同意を得る必要はない。労基法第90条（作成の手続き）第1項。 4. 労基法第92条（法令及び労働協約との関係）第1項。
問20	A-5 : B-8 C-1 : D-4	1. 改善基準第4条第1項②。 2. 特例基準1（1）。

問題	解答	ポイント解説
問21	2	1. 改善基準第4条第1項。 2. 「2週間及び1ヵ月以上6ヵ月以内」⇒「2週間及び1ヵ月以上3ヵ月以内」。改善基準第4条第4項。 3. 特例基準4(3)。 4. 改善基準第4条第2項。
問22	ウ	改善基準第4条第1項①。 拘束時間は、1ヵ月について293時間を超えないものとする。ただし、労使協定がある場合には、1年のうち6ヵ月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において、320時間まで延長できる。 ◎この時点で、 1. 拘束時間が293時間を超えている月は、7月(302時間)・11月(294時間)・12月(299時間)・1月(297時間)の4ヵ月であり、延長できる月は2ヵ月残っている。 Aを除く11ヵ月の拘束時間の合計は3,177時間であるため、3,516時間－3,177時間で残りは、339時間。 2. 拘束時間が293時間を超えている月は、6月(310時間)・7月(300時間)・10月(294時間)・12月(313時間)の4ヵ月であり、延長できる月は2ヵ月残っている。 Bを除く11ヵ月の拘束時間の合計は3,222時間であるため、3,516時間－3,222時間で残りは、294時間。 3. 拘束時間が293時間を超えている月は、5月(299時間)・6月(304時間)・7月(300時間)・12月(308時間)・3月(298時間)の5ヵ月であり、延長できる月は1ヵ月残っている。 Cを除く11ヵ月の拘束時間の合計は3,206時間であるため、3,516時間－3,206時間で残りは、310時間。 以上のことから、 ◎選択肢アのAが321時間であり、最大延長時間の320時間を超えているため、選択肢アは除外できる。 ◎選択肢イは、Bが296時間であり、294時間を超えているため除外となる。 したがって、ABCの条件をすべて満たしている「選択肢ウ」が正解となる。

問題	解答	ポイント解説
問23	2	<p>改善基準第4条第1項②・④・第5項。</p> <ol style="list-style-type: none"> 改善基準に定める1日についての最大拘束時間は16時間である。第1週～第5週までの拘束時間はいずれも16時間を超えていないため、最大拘束時間に違反する勤務はない。 19日目を特定日とした場合、「特定日の前日（9時間）と特定日（10時間）」の平均運転時間は9.5時間。「特定日（10時間）と特定日の翌日（9時間）」の平均運転時間も9.5時間となり、いずれも9時間を超えているため、改善基準違反となる。 第1週及び第2週は、88時間（42時間+46時間）÷2=44時間 第3週及び第4週は、82時間（41時間+41時間）÷2=41時間 となり、いずれも1週間当りの運転時間が44時間を超えていないため、改善基準に適合している。 2週間における法定休日に労働させる回数は、1回を超えると違反となる。第2週と第4週に休日労働をしているが、2週間について1回なので違反とはならず、改善基準に適合している。
問24	適：2, 3 不適：1, 4	<ol style="list-style-type: none"> 不適：履歴書を運転者台帳として使用することはできない。一定の様式の運転者台帳を作成しなければならない。安全規則第9条の5（運転者台帳）第1項。 不適：運行の途中において運行経路の変更が生じた場合は、運転者に対し、電話等で変更の指示をし、また、携行させている運行指示書に変更の内容を記載させなければならない。安全規則第9条の3（運行指示書による指示等）第2項。
問25	3, 4	<ol style="list-style-type: none"> ビール500ミリリットル（アルコール5%）を処理するために必要な時間の目安は、概ね4時間とされている。 「速度と制動距離（ブレーキが効きはじめてから止まるまでに走った距離）」⇒「速度と停止距離（危険認知から自動車が止まりきるまでの総走行距離）」、「安全に停止できるよう、制動距離と同程度の車間距離」⇒「安全に停止できるような速度又は車間距離」。 平成28年中の事業用貨物自動車が第1当事者となった人身事故の類型別発生状況をみると、18,254件であり、そのうち、「追突（9,698件）」が最も多く、全体の約半分を占めている。次いで、「出会い頭衝突（2,338件）」の順となっている。このため、適正な車間距離の確保や前方への注意を怠らないことを指導する必要がある。 平成28年中の人口10万人当たり死者数は、65歳以上の高齢者は6.3人で、全年齢層は3.1人となっており、65歳以上の高齢者の人口10万人当たり死者数は全年齢層の約2倍となっている。

問題	解答	ポイント解説
問26	適：1, 2 不適：3, 4	<p>3. 不適：深夜業務に常時従事する運転者の定期健康診断は、6ヵ月に1回受診させなければならない。衛生規則第45条（特定業務従事者の健康診断）第1項。</p> <p>4. 不適：定期健康診断では容易には発見できない。定期健康診断において、労働者に脳血管疾患及び心臓疾患に関連する血圧、血糖値等の検査項目に異常の所見があると診断されたときに、脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査を行う。</p>
問27	適：2, 3, 4 不適：1	<p>1. 不適：「二輪車は速度が実際より速く感じたり、距離が近くに見えたりする」⇒「二輪車は速度が実際より遅く感じたり、距離が遠くに見えたりする」。</p>
問28	適：2, 3, 4 不適：1	<p>1. 不適：適性診断は、運転者の運転行動や運転態度の長所や短所を診断し、運転の癖などに応じたアドバイスを提供するためのもので、運転者を選任する際の判断材料ではない。</p>
問29	ア：2 イ：1 ウ：1	<p>ア. B地点～C地点の運転時間を次の式から求める。</p> $\text{運転時間} = \frac{\text{距離}}{\text{速度}} = \frac{150\text{km}}{45\text{km/h}} = 3\text{時間}20\text{分}$ <p>イ. すべての地点間の運転時間から当日の運転時間を求める。</p> <p>A営業所～B地点の運転時間は40分 B地点～C地点の間の運転時間は3時間20分 C地点～D地点の運転時間は1時間 D地点～E地点の運転時間は3時間 B地点～A営業所の運転時間は1時間20分</p> <p>これらを合計すると当日の運転時間は、9時間20分となる。</p> <p>「特定日の前日と特定日」の平均運転時間は（9時間+9時間20分）÷2より9時間10分。</p> <p>「特定日と特定日の翌日」の平均運転時間は（9時間20分+8時間50分）÷2より9時間5分となり、いずれも9時間を超えているので、改善基準違反となる。改善基準第4条第1項④。</p> <p>ウ. 運転時間と中断時間をまとめると次のとおりになる。</p> <p>40分運転後に30分の中断、3時間20分運転後に1時間20分の中断、1時間運転後に30分の中断で、改善基準に適合している。しかし、この後の運転時間が合計4時間20分となり、連続運転時間の4時間を超えているため、改善基準違反となる。改善基準第4条第1項⑤。</p>

問題	解答	ポイント解説
問30	2	<p>「事故の概要」と「事故関連情報」から、再発防止策として直接的に有効であるかどうかを判断する。</p> <p>ア. 当該事故は居眠り運転により起きた事故であり、また、合計10人の死者及び重軽傷者を生じている。交通事故を惹起した場合の社会的影響の大きさや、疲労などの生理的要因による交通事故の危険性などについて、理解させる指導・教育が不足していたので、運転者に対し、交通事故を惹起した場合の社会的影響の大きさや、過労が運転に及ぼす危険性を認識させ、疲労や眠気を感じた場合は直ちに運転を中止し、休憩するよう指導を徹底することは、同種事故の再発を防止するための対策として有効である。</p> <p>イ. 事故前日の業務終了が事故当日の早朝5時で、同日の正午に乗務前点呼を行っており、休息期間が法で定める8時間未満となっている。また、事故日前1ヵ月間の勤務において、拘束時間及び休息期間について複数回の改善基準違反があったことから、運行管理者は、改善基準違反しないよう適切な乗務割を作成し、運転者に対して点呼時に適切な運行指示を行うことは、同種事故の再発を防止するための対策として有効である。</p> <p>カ. 最高速度が50キロメートルに制限されていたが、追突直前には時速80キロメートルで走行していたことで起きた事故である。そのため、衝突被害軽減ブレーキ装置の導入を促進し、運転者に対し、当該装置の性能限界を正しく理解させ、装置に頼り過ぎた運転とならないように指導を行うことは、同種事故の再発を防止するための対策として有効である。</p> <p>キ. 当該運転者に対する乗務前点呼が対面で行われていたにもかかわらず、居眠り運転起こしてしまったため、点呼を実施する際、運転者の体調や疲労の蓄積などをきちんと確認し、疲労、睡眠不足等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、当該運転者を交替させる措置をとることは、同種事故の再発を防止するための対策として有効である。</p>